

読影支援システム保守業務委託仕様書

1 目的

読影支援システム保守業務について、専門的な知識と技能を有する受注者へ委託することにより、医療機器の機能を適切に維持管理し、もって市立病院における患者サービスの一層の向上に寄与することを目的とする。

2 委託期間

納入（検収）日から 12 か月間の無償保証期間を含む 60 か月

3 履行場所

川崎市川崎区新川通 12 番 1 号 川崎市立川崎病院

4 保守業務対象機器

読影支援システム

※令和 8 年度、川崎市が実施の入札「川崎病院で使用する読影支援システムの調達」において川崎市が購入した機器を保守対象とする。

5 受託者が備える条件

- (1) 受託業務の責任者として、相当な知識を有し、医療器械の保守点検業務に関し、3年以上の経験を有する者を有すること。
- (2) 従事者として、医療器械の保守点検業務を行うために、必要な知識及び技能を有する者を有すること。
- (3) 次の事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
 - ア 保守点検の方法
 - イ 点検記録
- (4) 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。
 - ア 保守点検の方法
 - イ 故障時の連絡先及び対応方法
 - ウ 業務の管理体制
- (5) 従事者に対して、適切な研修を実施していること。
- (6) 故障発生時に、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。

6 委託料の請求

- (1) 保守業務の対象期間は、令和8年度の納入（検査完了）日から無償保証期間を含む60か月とする。
- (2) 委託料の支払は、納入（検査完了）日から12か月間の無償期間終了後から発生するものとする。また、委託料は、年額を12分割し、毎月支払うこととする。
- (3) 受注者は、川崎市の指定する方法により請求するものとする。
- (4) 委託料の請求は、請求金額内訳書に基づいて行われるものとする。

7 保守内容

(1) 定期点検

定期点検については、契約期間内に年1回（平日標準時間内）とし、技術員を派遣して、その機器の正常な使用に必要な清掃・点検・調整等を次の点検項目に基づき行う。

ア 装置外観点検

イ 安全点検

ウ サーバ予防点検

エ サーバアプリケーション（ソフトウェア）の点検

オ サーバデータベース点検

カ リモート（SRS）接続確認

キ 清掃

(2) 障害対応業務

機器に故障や異常が発生したときは、速やかに技術員を派遣し、または、リモート対応により修理を行い、機能を回復させること。

(3) その他

ア 本契約はフルメンテナンスとする。なお、点検内容、回数などについては、メーカー規定に基づく最上位のプランとすること。

(ア) 定期点検（平日標準時間内）1回/年

(イ) 技術改良

(ウ) 修理作業費/交換部品費（24時間サービス対応費含む）

(エ) スマートリモートサービス (リモートメンテナンス)

(オ) アプリケア・プログラム (リモートアシスト：画面共有サポート)

イ オンコール受付は、24時間365日対応すること。

ウ 電話回線などを使用したリモートメンテナンス体制を整備していること。

エ 点検業務は、発注者と日程の協議の上、行うこととする。

オ 点検に必要な消耗品・交換部品については、受注者負担とする。

カ 定期交換部品以外の交換部品については、受注者負担とする。

キ 定期点検、障害対応業務を終了したときは、報告書を提出すること。

ク 院内電子カルテシステムとの連携において不具合等発生した時は、不具合箇所を特定すること。

8 リモートメンテナンス

(1) 接続方法は、厚生労働省が定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」の基準を満たしていること。

(2) 個人情報を含む案件に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

(3) リモートメンテナンスを行った場合は、アクセスログ等で記録を残し、終了後には、作業報告書を提出すること。また、個人情報を取り扱った場合は、消去した旨を記載すること。

(4) 保守サービス要員の名簿を提出し、適切なアカウント管理体制をとること。

(5) リモートメンテナンスにおける秘密の保持及び個人情報の適切な維持管理に関しては、川崎市委託契約約款第6条及び第7条が適用されるものとする。

9 その他

(1) 本仕様書に記載のない事項に関して、疑義が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

(2) 消費税法の改定により税率が改定された場合は、請求・支払い時の税率に依らず、保守業務対象月の税率を適用するものとする。